

一般社団法人 鹿児島県作業療法士協会

賛助会員規程

(賛助会員)

第1条 一般社団法人 鹿児島県作業療法士協会（以下、本協会）定款第5条第3項及び第6条、第7条に従い、本協会の目的に賛同し、これを援助しようとする法人は、賛助会員入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を経て本協会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員の種類を次のとおりとする。

A会員

B会員

C会員

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員のA会員、B会員、C会員の会費は1口2万円とし、次のとおりとする。

A会員 3口以上

B会員 2口

C会員 1口

2. 会費の納入は原則として、当該年度の6月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員である法人は、次の特典を受けることができる。

A会員 鹿児島県作業療法士協会ホームページの企業広告・求人案内

鹿児島県作業療法学会抄録集 掲載1ページ分

B 会員 鹿児島県作業療法士協会ホームページの企業広告・求人案内

鹿児島県作業療法学会抄録集 掲載 1 / 2 ページ分

C 会員 鹿児島県作業療法士協会ホームページの企業広告

(募金の制限)

第 5 条 本協会は、本協会が主催する学会、研修会等の際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(規程の変更)

第 6 条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則 1. この規程は、令和 7 年 5 月 1 9 日から施行する